

永年勤続者表彰要領

1. 趣旨

永年にわたって精勤勉励し、他の模範とするに足る会員企業の従業員に対して、その功労を表彰する。

2. 被表彰者要件

永年勤続者表彰は、次の各号の全てに該当する会員企業従業員（役員、顧問、嘱託、非常勤は対象外）に対して行う。

- ① 本会会員歴 3 年以上を有する企業の従業員であり、2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの間に勤続 25 年に達した者
- ② 本会会員企業の大阪府下に所在する事業所に通算 15 年以上在籍している者
但し、在籍算定に含まれない期間は以下のとおりとする。
 - ・ 会員企業以外への出向期間
 - ・ 休職、産休、育休の各期間
 - ・ 大阪府下事業所在籍期間中の、大阪府外事業所への駐在発令期間
 - ・ 大阪府下事業所在籍期間中であっても、実働が大阪府外である期間
- ③ 2027 年 1 月 1 日現在、本会会員企業の大阪府下事業所に在籍勤務予定の者
- ④ 本会ならびに他府県電業協会において、永年勤続者表彰を受けていない者

3. 表彰者の決定

表彰者は総務委員会で審査し、理事会で決定する。

4. 表彰式の開催

- (1) 表彰式は、当該年度内の本会賀詞交歓会同日、同会場で開催する。
- (2) 表彰は、本会会長が表彰状ならびに記念品を授与することにより行う。

5. 附則

- (1) 本要領以外に当表彰に関して必要な事項があれば、総務委員長が別途定める。
- (2) 本要領は 2015 年 1 月 1 日に施行、同年 4 月 1 日から適用、2020 年 9 月 2 日に改訂
ただし、2. 被表彰者要件①および③の変更は改訂に含まない。

以上